

防火安全技術再講習

受講案内



防火安全技術再講習は、オンラインでの再講習も実施いたします。詳細は公益財団法人東京防災救急協会のホームページでご確認ください。

東京都知事登録講習機関



公益財団法人 **東京防災救急協会**

この「受講案内」は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第63条の2第1項及び条例規則第22条第6項の規定に基づき、火災予防施行規程第13条第3号ロに定められた講習のご案内です。

受講案内は、最後までよく読んで、記載されている内容をご確認の上でお申し込みください。

目次

受講対象者	1
再講習の内容等【講習日・会場・講習科目・時間割】	2
修了証の失効	2
再講習受講期限の延長	2
受講手数料	3
受講申請	3
受講通知	4
当日持参するもの	5
受講上の留意事項	5
再講習終了後の留意事項	5
問合せ先	6
個人情報の取扱い	6

受講対象者

第一種防火安全技術講習修了者又は第二種防火安全技術講習修了者で、新規講習のいずれかの課程を最初に修了した日又は再講習を受講した日以後における最初の4月1日から5年以内（以下「有効期間」という。）の方、及び有効期間内の受講が困難であると認められ、その認められた延長期間内の方が対象です。

再講習の受講期限の改正等 火災予防施行規程の一部改正
(平成27年10月東京消防庁告示第6号 施行 平成28年4月1日)

再講習の内容等

1 講習日・会場

講習日及び会場については、別添え「防火安全技術再講習実施予定表」のとおりです。

2 講習科目・時間割

時 間	講 習 科 目 等
8：50～ 9：20	受 付
9：20～ 9：25	オリエンテーション
9：25～16：40 〈昼休み〉 13：05～14：00	防火安全上留意すべき事項 〔過去5年間における防火基準〕 〔火気使用設備等技術基準〕 〔消防用設備等技術基準等〕 火災事例 ）に関する規定の改正概要
16：40～17：00	修了証交付

修了証の失効

有効期間が終了する日（有効期間の延長が認められた場合にあつては、当該期間の末日（以下「受講期限」という。））までに再講習を受講しなかった場合は、火災予防施行規程第13条第3号ハに基づき、第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証は失効します。

再講習受講期限の延長

次に掲げる事情により、再講習受講期限の延長を必要とする方は、修了証の有効期限日（有効期限日の消印有効）までに東京都知事登録講習機関の公益財団法人東京防災救急協会（以下「当協会」という。）に対して、再講習受講期限の延長申請（別記様式第4号）を行ってください。

審査の結果により受講期限の延長が原則として1年間延長されます。

- ① 海外旅行をしていること。
- ② 災害を受けていること。
- ③ 病気にかかり、又は負傷していること。
- ④ 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。
- ⑤ 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
- ⑥ 前各号に掲げるほか、当協会がやむを得ないと認める事情があること。

再講習受講期限延長申請書（別記様式第4号）は、当協会ホームページ「<https://www.tokyo-bousai.or.jp/>」からダウンロードし、印刷することができます。

期限の延長を申請する場合には、再講習受講期限延長申請書と返信用封筒（申請者の宛名を明記し、84円分の切手を貼付したもの）を同封してください。

受講手数料

受講手数料等は次のとおりです。

- (1) 再講習受講手数料は、**9,700円**（テキスト代・消費税を含む。）
- (2) 受講手数料の振込方法
 - ・ 受講手数料は下記の指定口座に再講習申請前にご入金ください（振込手数料は受講者負担となります。振込用紙の送付はありません。銀行窓口、ATM、ネットバンキング等からご入金ください）。

受講手数料振込先

先方銀行： 三井住友銀行 東京営業部

預金種別： 普通口座

口座番号： 368383

口座名： こうえきざいだんほうじん とうきょうぼうさいきゅうきゅうきょうかい
公益財団法人 東京防災救急協会

- ・ 振込の際には必ず、ご依頼人の欄に受講される方の名前と修了証番号を記入してください（「-」ハイフンは不要）。

記入例

ご依頼人

ボウアン タロウ 11700001

- ・ 振込明細書等の振込記録となるもの（コピー可）を申請書裏面の振込明細書等貼付欄に貼ってください。
- (3) 申請時に提出した書類及び受講手数料は、お返しできませんのでご了承ください。

受講申請

1 必要書類

- (1) 受講申請書等

防火安全技術再講習受講申請書（別記様式第2号）をお使いください。

作成にあたっては、次の事項にご留意のうえ、受講申請者本人が記入してください。

- ・ 申請書は、黒のボールペン又は黒のインクを使用し、太枠内を楷書で正確に記入してください。
- ・ 「氏名」「生年月日」の欄は、戸籍上の氏名と生年月日を記入してください。
- ・ 「現住所」の欄は、該当するものを○印で囲み、下宿、アパート、マンションなどの場合は、必ず〇〇方又は室番号まで記入してください。
- ・ 「勤務先」の欄は、会社名のほか、本社、支社、工場、営業所等の名称まで正確に記入してください。
- ・ 「勤務先業種欄」は、申請書の勤務先業種表から該当する番号を一つ（二つ以上該当する場合は、主な業種を一つ）選んで、記入してください。その他を選択した方は、その他の（ ）欄に具体的に業種を記入してください。
- ・ 「受講希望日」の欄は、第一希望日を記入してください。また、（ ）内に第二希望

日も記入してください。

- ・ 「防火安全技術再講習受講票」のはがきの表面には、受講申請者の住所・氏名を明記し**63円分の切手**を貼付してください。

なお、はがきは受付後に返送しますので切り離さないでください。

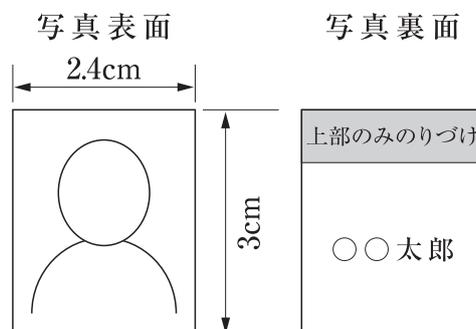
- ・ 振込明細書等の振込記録となるもの（**コピー可**）を、申請書裏面の振込明細書等貼付欄に貼ってください。

(2) 写真 2枚

「受講申請書」及び「整理票」に、はがれないように上部のみのりづけをして貼ってください。

6か月以内に撮影したもので、枠なし縦3cm、横2.4cmの大きさのもの。

- 正面からの上三分身像で、顔がはっきりわかり、無背景のもの（右写真表面を参照）。
- 印画紙又は写真用紙を使用したものに限る（カラーコピー不可）。
- 裏面に氏名を記入してください。



(3) 再講習受講期限延長承認書（副）

受講期限の延長の承認を受けた方のみ必要となります。

再講習受講期限延長承認書（別記様式第5号）の（副）を添付してください。

2 送付先

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-12 東京消防庁麹町合同庁舎4階
公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第二課

〔 封筒は各自でご用意ください。
最終ページ下部の住所を切り取って、宛先としてご利用いただけます。 〕

3 申請開始日

- (1) 別添え「防火安全技術再講習実施予定表」でご確認ください。

本年度は、前期と後期の2回に分けてご案内をお送りいたします。前期、後期によって申請開始日、お申込みいただける講習回が異なりますのでご注意ください。

なお、各講習回とも定員に達し次第締切ります。

また、**受講希望日と異なる受講日を指定させていただく場合がありますので、ご了承ください。**

- (2) ホームページ：<https://www.tokyo-bousai.or.jp/> に**空席状況を掲載しますので申請する際には必ず確認してください。**

受講通知

受講申請者に対しては、後日、再講習受講票を郵送いたしますので、受講年月日、講習会場等をご確認ください。

当日持参するもの

再講習当日には、次のものを持参してください。

- (1) 再講習受講票（はがき）
- (2) 第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証
現在交付されている修了証と引換えに、新修了証を交付いたします。
- (3) 筆記用具

受講上の留意事項

再講習当日には、次のことにご留意ください。

- (1) 受付は、午前8時50分から9時20分までの時間に行いますので遅れないようにしてください。
- (2) テキストは、講習会場でお渡しします。
- (3) 受付時に再講習受講票と現在交付されている第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証を提出してください。
- (4) 遅刻、早退は認めません。
- (5) 交通スト等が行われる場合でも、講習は実施いたします。
- (6) 受講に際しては、次の事項を厳守してください。
 - 受講票に記載してある受講番号と同じ番号の座席にお座りください。講義中の退席等により、科目の受講ができない場合は、再講習の修了と認められないことがあります。
 - 講義中には質問しないでください。質問がある場合は、休憩時間等をご利用ください。
 - その他係員の指示に従ってください。
- (7) 台風その他により、会場や日程の変更等緊急のお知らせがある場合は、当協会のホームページに掲示します。

再講習終了後の留意事項

再講習終了後、次の事項に該当した場合は、すみやかに手続きをしてください。

- (1) 再交付
修了証を亡失、滅失、破損又は汚損した場合は、修了証の再交付申請が必要です。
 - 手数料 1,840円（消費税込）（払込手数料は申請者負担）
 - 再交付申請の際は当協会講習第二課へお問合せください。
- (2) 書換
修了証記載事項（氏名等）に変更があった場合は、修了証の書換申請が必要です。
 - 手数料 920円（消費税込）（払込手数料は申請者負担）
 - 書換申請の際は当協会講習第二課へお問合せください。
- (3) 住所等の異動
住所又は勤務先に変更があった場合は、当協会講習第二課までご連絡ください。

問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-12 東京消防庁麹町合同庁舎4階

公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第二課 防火安全技術再講習担当まで

TEL 03-3556-3702 FAX 050-3737-3719

ホームページ：<https://www.tokyo-bousai.or.jp/> 受講案内、再講習受講期限延長申請書がダウンロードできます。また再講習の空席状況を掲載しています。

個人情報の取扱い

公益財団法人東京防災救急協会（以下「当協会」という。）は、防火安全技術講習の実施と修了証作成業務を行っております。

当協会は、東京都知事登録講習機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

〔当協会の個人情報の内容と利用目的〕

1 個人情報の内容

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名、勤務先所在地、顔写真、修了証番号等です。

2 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知及び連絡、修了証作成、修了証交付状況に係る事項等の当協会の業務範囲内で行います。

東京都知事登録講習機関

公益財団法人 東京防災救急協会

<https://www.tokyo-bousai.or.jp/>

※講習申請時の封筒に切り取ってご利用ください。

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-12 東京消防庁麹町合同庁舎4階

公益財団法人 東京防災救急協会 講習第二課

防火安全技術再講習担当 行

